

きょうとふ えんぼうしなどじゅうてんそち
京都府まん延防止等重点措置 しんがたころなういるす 新型コロナウイルスの びょうき 病気を ふせ 防ぐための

とくろくみ) みなさまに ねが お願いすること

1. できるだけ いえ 家に いてください
2. いべんと イベントなどを おこな 行うときの せいげん 制限
3. みせ 店などの せいげん 制限 (きょうとしない 京都市内)
4. みせ 店などの せいげん 制限 (きょうとしがい 京都市外)
5. しごと 仕事へ い 行くこと

きょうとふ
京都府

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等のまん延防止等重点措置〈=病気が広がることを防ぐための取り組み〉 政府にお願いすること

最近新型コロナウイルスの病気が増えているため4段階で2番目に注意が必要な状態（ステージ3）になりました。国の法律（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に合わせて京都府をまん延防止等重点措置をしなければならぬ地域にすることを政府にお願いします。

新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの病気が広がることを防ぐためにみなさまにお願いすること

I 地域 京都府

II 期間 2021年4月12日～5月5日

III お願いすること

1. できるだけ家にいてください
2. イベントなどを行うときの制限
3. 店などの制限（京都市内）
4. 店などの制限（京都市外）
5. 仕事へ行くこと

1 できるだけ 家いえにいてください

くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう だい じょうだい こう あ ねが
国の法律（特措法第31条の6第2項、第24条第9項）に合わせたお願い

- ・ 京都市きょうとしは 午後8時からごごじ 京都市以外きょうとしいがいは 午後9時からごごじは 飲食店いんしょくてんなどに できるだけ 行かないでください

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
（国の法律（特措法第24条第9項）に合わせたお願い）

- ・ 急ぐいそ 用事ようじがないときは できるだけ 家いえにいてください。外出がいしゅつするときは 混んでいる場所こぼしよや 時間じかんを 避けてさ 行動こうどうしてください。
- ・ 京都府以外きょうとふいがいへ 特に 急ぐいそ 用事ようじがないときは できるだけ 家いえにいて ください。
- ・ 新型コロナウィルスの 可能性かのうせいが 高い店たかなど（業種別ガイドラインぎょうしゅべつが い どらいん＜ =仕事しごとの種類しゅるいによって 決められている ルールるーる＞が 守まもられていない 飲食店いんしょくてん・カラオケ店からおけてんなど）へ 行かないでください。

2 イベントなどをするときの制限

イベントをする人や建物や店を管理する人等は以下のことを守ってください。
国の法律（特措法第24条第9項）

【参加できる人数】5,000人まで

【建物に収容できる割合】参加者が大きな声を出さない場合：100%まで
参加者が大きな声を出す場合：50%まで

*他のグループの人との間は座席を1席分空けてください。同じグループの人（5人までに限る）との間は座席を空ける必要はありません。

参加できる人数と建物に収容できる割合を比べて少ない方の人数

・イベントをする前の相談

全国から多くの人があるようなイベントや参加者が1,000人以上の

イベントをするときはする前に京都府の相談窓口へ相談してください。

一人ひとりがうつらないうつさない行動をしてください！

3 店などの制限（京都市内）

(1) 国の法律（特措法）に合わせたお願い

<p>たいしょう みせ たてもの 対象となる 店や 建物</p>	<p>いんしょくてん れす とら ん いざかや ふく か ふ え なはいたつ みせ たてもの いえ も かえ 【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や 建物など 家に 持って帰るは 制限が ありません） ゆうきょうしせつ ばー から おけ ぼっくす など しよくひんえいせいほう きよか みせ 【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可が ある店</p>
<p>ねが お願いすること</p>	<p>くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう あ 国の法律（特措法第31条の6第1項）に 合わせたもの ・店や 建物の 開けている時間を 短くする。（午前5時～午後8時まで、お酒を 出すのは 午前11 時～午後7時まで） ・働いている人に できるだけ 検査を 勧める ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内する ・熱や 咳などがある人は 店や 建物に 入ることが できないようにする ・手や 指の 消毒が できるように する ・場所の 消毒を する ・マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 知らせる ・正しい 理由が ないのに マスクを 着けない人は 入ることができません ・部屋や 建物の 中の 空気を 入れ換える ・アクリル板を 置いたり 人と 人との 間を 広くして 飛沫感染*を防ぐ *飛沫感染 <＝会話や 咳や くしゃみを すると 口から 細かい つばや 鼻水などが 飛びます。これを 飛沫と 言います。ウイルスの 入った 飛沫が 目・鼻・喉から 入って 感染することが 飛沫感染 です。 くに ほうりつ とくそほう じょうだい こう あ 国の法律（特措法24条第9項）に 合わせたもの ・CO2を 測る 機械を 置く ・業種別ガイドライン<＝仕事の種類によって 決められている ルール>を しっかり 守る ・カラオケを しないでください（飲んだり 食べたり する店で カラオケのある店）</p>

きょうりよく みせ かね
協力した店は お金が もらえます

<small>みせ</small> 店が	<small>かね</small> もらえるお金	<small>みせ あ じかん みじか かね</small> ひとつの店が 開ける時間を 短くしたときに お金が もらえます。もらえるお金は 1日の <small>うりあげ き ていきゅうび き やす ひ かぞ</small> 売上で 決まります(定休日<=決まった 休みの日>は 数えませんが)
--------------------------------	------------------------------------	---

※4月12日から5月5日までは、が づ につ 京都府と京都市が が づ につ 協力して きょうとふ きょうとし きょうりよく いんしよくてん しどう 飲食店などに 指導します。

(2) * 特措法<=国の法律<特措法第24条第9項>以外で お願いする 店や 建物

げきじょう しゅうかいじょ ひと あつ うんどうしせつ きゅうぎじょう す ぽ ー つ あそ 劇場・集会所 (人が集まるところ)・運動施設・球技場 (スポーツや遊ぶところ) など とくそほう き 特措法で 決められた みせ たてもの とくそほう かんけい 店や 建物は 特措法に 関係なく ごご じ 午後8時までに みせ 店を し 閉めるように ねが お願いします (お酒を出すのは ごご じ 午後11時から、ごご じ 午後7時まで)

<small>たいしやう みせ たてもの</small> 対象となる 店や 建物など	<small>ねが ないやう</small> お願いする 内容
<small>うんどうしせつ ゆうぎじょう す ぽ ー つ あそ</small> 運動施設・遊技場 <=スポーツや 遊ぶところ>	<small>した</small> 下の ことを <small>ねが</small> お願いします <ul style="list-style-type: none"> ・開けている <small>あ じかん みじか</small> 時間を 短く してください (午前5時～午後8時) お酒を出すのは <small>さけ だ</small> 午前11時～午後7時 ・イベントは 5,000人まで <small>い べ ん と にん</small> 収容率50%の どちらも <small>まも</small> 守ること <small>しゅうようりつ</small> 収容率 <=もともと <small>はい</small> 入っても <small>よ</small> 良い人数に <small>たい</small> 対して <small>はい</small> 入れる <small>にんずう</small> 人数の <small>わりあい</small> 割合> ・店や建物に <small>みせ たてもの き ひと</small> 来た人が <small>ひとつの</small> ひとつの 場所に <small>あつ</small> 集まらないように <small>あんない</small> 案内する。
<small>げきじょう かんらんじょう えいがかん えんげいじょう げき えいが</small> 劇場・観覧場・映画館・演芸場 <=劇や 映画を みるどころ など>	
<small>しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かいぎ い べ ん と</small> 集会場・公会堂・展示場 <=会議や イベントの ために <small>ひと あつ</small> 人の 集まるところ>	
<small>はくぶつかん びじゅつかん としよかん</small> 博物館・美術館・図書館	
<small>ほ て る りよかん ひと あつ</small> ホテル・旅館 <=人の 集まる場合に <small>たい</small> 対して です。泊まる部屋は <small>せいげん</small> 制限し ません。>	
<small>ゆうきやうしせつ</small> 遊興施設※	<small>した</small> 下の ことを <small>ねが</small> お願いします <ul style="list-style-type: none"> ・開けている <small>あ じかん みじか</small> 時間を 短く してください (午前5時～午後8時) お酒を出すのは <small>さけ だ</small> 午前11時～午後7時 ・店や建物に <small>みせ たてもの き ひと</small> 来た人が <small>ひとつの</small> ひとつの 場所に <small>あつ</small> 集まらないように案内する。 <small>あんない</small>
<small>もの う</small> 物を 売っている店 (1,000 m ² 超) <=生活に <small>せいかつ</small> 必要な <small>もの う</small> 物を 売っている店は <small>ふく</small> 含みません>	

サービスを提供している店(1,000 m ² 超)≦生活に必要なサービスをしていると ころは含みません>	
--	--

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可を取っている店は特措法に合わせたお願いの対象です

と泊まる人が多いカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を願いません。対象となる店や建物の人は仕事の種類ごとの決まりを守ってください

4 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ(京都市外)

(1) 国の法律(特措法)に合わせたお願い

店を早く閉めるようお願いをする地域は山城・乙訓にある15の市町村(向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村)

<p>たいしょう 対象となる店 や建物</p>	<p>【飲食店】レストラン(居酒屋を含む)・カフェなど(配達・店や建物など家に持って帰るは制限がありません)</p> <p>【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可がある店</p>
<p>ねが お願いすること</p>	<p>国の法律(特措法24条第9項)に合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店や建物の開けている時間を短くする。(午前5時～午後9時まで、お酒を出すのは午前11時～午後8時30分まで) ・働いている人にできるだけ検査をするようにします ・店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内する ・熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにする ・手や指の消毒ができるようにする ・場所の消毒をする ・マスクを着けたり他の病気を防ぐための方法を知らせる ・正しい理由がないのにマスクを着けない人は入ることができません ・部屋や建物の中の空気を入れ換える ・アクリル板を置いたり人と人との間を広くして飛沫感染*を防ぐ <p>*飛沫感染 <=会話や咳やくしゃみをするときから細かいつばや鼻水などが飛びます。これを飛沫と言います。ウイルスの入った飛沫が目・鼻・喉から入って感染することが飛沫感染です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2を測る機械を置く ・業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守る ・カラオケをしないでください(飲んだり食べたりする店でカラオケのある店)

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可を取っている店は特措法に合わせたお願いの対象

と ひと おお か ふ え ま ん が き っ さ
泊まる人が 多い カフェ・マンガ喫茶などは この制限を お願いしません。対象となる店や 建物の人は 仕事の 種類ごとの決まりを 守ってください

きょうりょく みせ かね
協力した店は お金が もらえます

みせ かね 店が もらえるお金	あ じ かん み じ か 開ける時間を 短くした ときに 1日4万円(定休日<=決まった 休みの日>は 数え ません)
--------------------	---

5 仕事へ行くことなど

会社や店を出している人に対してテレワークのお願い(特措法第24条第9項)

- ・「会社へ行って仕事をする人の数を70%減らすこと」を目標にします。テレワークをするようにします。会社で仕事をするときは人が少なくなるように会社に行く日や時間を変えてください。